☆☆　新型コロナウイルス感染症ニュース　第 80 号号外　2021.8.20　☆☆

仙台でも新型コロナウイルス感染症の拡大がみられ、宮城県では本日よりまん延防止等重点措置が実施されます。仙台市医師会でも感染拡大防止のためのワクチン接種は推進しつつ、早期の検査、感染者のフォローに最大限の尽力が必要です。また感染拡大防止のため、会議、会合は必要最小限とし、極力 Web 利用等により密を避ける努力をしたいと思います。会員の皆様にもご協力をお願いいたします。医療体制の維持と、検査の拡大、在宅等療養の保護のため下記通知をお送りいたします。

感染拡大地域における陽性者の家族等への検査について(R3.8.13)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部よりの通知です。

地域で必要な行政検査が迅速に実施できるよう、**緊急事態宣言対象地域**、又は**まん延防止等重点措置区域**においては、これら地（区）域に**指定されている期間中に限り**、保健所との間で、**行政検査に関する委託契約を結んでいる医療機関**は、医師が陽性と診断した者の**濃厚接触の可能性がある者**についても検査を促し、なるべく検査を実施するようお願いします。

内容について宮城県に確認しましたところ、**濃厚接触の可能性があると医師が判断**すれば、必ずしも保健所による濃厚接触の判断は必要といたしません。また検査は有症状者同様、**行政検査**として扱われ、**保険診療の検査自己負担分は行政へ請求可能**です。

医療従事者である濃厚接触者に対する外出自粛要請への対応について（改訂）(R3.8.18)

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部よりの通知です。

現行、**濃厚接触者**については、**不要不急の外出はできる限り控え**、やむを得ず移動する際にも、公共交通機関の利用を避けることを御願いしていますが、感染者が急増している地域において医療提供体制を確保するため緊急的な対応として、**医療従事者**について、家庭内感染等により**濃厚接触者となった場合**、下記の要件及び注意事項を満たす限りにおいて、**医療に従事することは不要不急の外出に当たらないとして外出自粛要請を行うことも可能**である旨が示されました。

【要件】

- 他の医療従事者による**代替が困難な医療従事者**であること。
- 新型コロナウイルスワクチンを２回接種済みで、**２回目の接種後 14 日間経過した後に、新型コロナウイルス感染症患者と濃厚接触**があり、濃厚接触者と認定された者であること。
- **無症状**であり、毎日業務前に核酸検出検査又は抗原定量検査（やむを得ない場合は、 抗原定性検査キット）により検査を行い陰性が確認されていること。

【注意事項】

- 新型コロナウイルスワクチン接種済みであっても感染リスクを完全に予防することはできないことを十分に認識し、他の医療従事者による代替が困難な医療従事者に限る運用を徹底すること。
- 感染した場合にリスクが高い患者に対する医療に際しては、格段の配慮を行うこと。
- 当該医療従事者が感染源にならないよう、業務内容を確認し、基本的な感染対策を継続すること（マスクの着用及び手指衛生等に加え、処置時における標準予防策の徹底)。
- 引き続き、不要不急の外出はできる限り控え、通勤時の公共交通機関の利用をできる限り避けること。
- 家庭内に感染者が療養している場合は、当該者との濃厚接触を避ける対策を講じること。
- 当該医療機関の管理者は、当該濃厚接触者を含む関係する医療従事者及び担当する患者の健康観察を行い、当該濃厚接触者が媒介となる新型コロナウイルス感染症患者が発生していないか

の把握を行うこと。

- ○　検査期間は最終曝露日から 14 日間であること。
- ○　検査に当たって費用負担は、**地域の実情により行政検査又は自費検査で行うか判断して差し支えないもの**の、従来、感染者が多数発生している地域やクラスターが発生している地域においては、医療機関に勤務する者について、**原則として行政検査として実施することが望ましい。**

現状、検査に係る費用負担については宮城県に問い合わせて回答待ちです。

在宅等療養中の加算算定について(R3.8.16)

厚生労働省保健局医療課より「**新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 54)**」として通知されました。

内容には「自宅・宿泊療養を行っている者に対して、医師が電話や情報通信機器を用いて新型コロナウイルス感染症に係る診療を行った場合、A000 初診料の注２に規定する 214 点、あるいは、電話等再診料を算定した場合にも、第二種感染症指定医療機関の指定の有無に関わらず、算定告示 A210 の二類感染症患者入院診療加算（250 点）を算定できることとする。当該患者に対して１日につき１回算定できる。」とありますが、算定要件、算定期間などは確認中です。詳細は後日お知らせいたします。

V-SYS の更新について

新型コロナワクチン接種医療機関で入力いただいている、V-SYS の「ワクチン希望量等の報告・接種実績等の報告」の「医療機関間の融通を受けた場合（バイタルネットから届いたワクチンの入力欄)」が、現在、入力できなくなっている状況です。「接種実績等の報告」の欄についても、いずれワクチン分配量より接種実績が上回ってしまうためエラーとなり、入力はできるものの登録できなくなるものと思われます。

今後の入力方法等については、現在調整中であり、決まり次第あらためてご連絡致します。その間、各接種医療機関さまにおかれましては、記録を残しておくご対応をお願いいたします。

仙台市医師会へのご意見・ご質問等は FAX、メールでお願いいたします。

FAX：022-267-5193　　メール：sen-ishi@sendai.miyagi.med.or.jp